三　第二種特別地域に次の区域を追加する。
青森県八戸市大字鮫町の一部
青森県三戸郡階上町大字道仏の一部
四　第三種特別地域に次の区域を追加する。
青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部
青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部
五　次の集団施設地区を追加する。

名称	区域	整備計画区
種差海岸集団施設地区	青森県八戸市大字鮫町の一部	種差海岸整備計画区

六　宮古姉ヶ崎集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおり変更する。
（一）　整備計画区
中の浜整備計画区、姉ヶ崎整備計画区
（二）　整備方針（省略）
七　浄土ヶ浜集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおり変更する。
（一）　整備計画区
浄土ヶ浜整備計画区
（二）　整備方針（省略）
八　碁石海岸集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおり変更する。
（一）　整備計画区
碁石海岸整備計画区
（二）　整備方針（省略）
九　気仙沼大島集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおり変更する。
（一）　整備計画区
気仙沼大島整備計画区
（二）　整備方針（省略）
十　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	岩手県大船渡市（長磯）
宿舎	岩手県大船渡市（長磯）
舟遊場	岩手県大船渡市（長磯）
水族館	岩手県大船渡市（長磯）

十一　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	青森県八戸市（蕪島）
宿舎	青森県八戸市（鮫角）
園地	青森県八戸市（葦毛崎）
園地	青森県八戸市（白浜）
園地	青森県八戸市（高岩）
園地	青森県三戸郡階上町（大蛇）
園地	青森県三戸郡階上町（小舟渡）
園地	青森県三戸郡階上町（寺下観音）
園地	青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）
野営場	青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）

十二　次の道路を追加する。

種類	区間
（一）　車道	
青森県八戸市道（小舟渡平）線	青森県八戸市（小舟渡平）から同市（白浜・国立公園境界）まで
青森県三戸郡階上町道（階上岳山頂）線	青森県三戸郡階上町（鳥屋部字福立沢・国立公園境界）から同町（鳥屋部字長峰・国立公園境界）まで及び同町（鳥屋部字行人・国立公園境界）から同町（大開平）まで
（二）　歩道	
青森県八戸市道（蕪島）線	青森県八戸市（蕪島）から同県三戸郡階上町（神）まで、同町（小舟渡）から同町（小舟渡・国立公園境界）まで、同町（鳥屋部・国立公園境界）から同町（階上岳山頂）まで及び同町（つくし森・歩道合流点）から同町（大開平・歩道合流点）

十三　次の運輸施設を追加する。

種類	区間
船舶運送施設	岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀）から同村（机）まで及び同村（机）から同村（羅賀）まで
船舶運送施設	岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区）から同市（碁石海岸集団施設地区）まで

十四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十五年五月二十四日
環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域
青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部
青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部
二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の集団施設地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十五年五月二十四日
環境大臣　石原　伸晃

名称	区域
種差海岸集団施設地区	青森県八戸市大字鮫町の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十五年五月二十四日
環境大臣　石原　伸晃

一　次の歩道を削除する。
東京都神津島村（神津沢・国立公園境界）及び同村（多幸湾・集団施設地区）から同村（天上山・歩道合流点）及び同村（天上山・歩道合流点）まで
二　次の歩道を追加する。
東京都神津島村（神津沢・国立公園境界）から同村（那智・歩道合流点）まで及び同村（多幸湾・集団施設地区）から同村（天上山・歩道合流点）まで
三　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十五年五月二十四日
環境大臣　石原　伸晃

一　三陸復興国立公園

公園事業の名称及び種類	区域及び路線
蕪島白浜線道路（車道）	起点―青森県八戸市（小舟渡平）
	終点―青森県八戸市（白浜・国立公園境界）
階上岳線道路（車道）	起点―青森県三戸郡階上町（鳥屋部字福立沢・国立公園境界）
	終点―青森県三戸郡階上町（鳥屋部字長峰・国立公園境界）
東北太平洋岸自然歩道線道路（歩道）	起点―青森県三戸郡階上町（鳥屋部字行人・国立公園境界）
	終点―青森県三戸郡階上町（大開平）
	起点―青森県八戸市（蕪島）
	終点―青森県三戸郡階上町（神）
	起点―青森県三戸郡階上町（小舟渡）
	終点―青森県三戸郡階上町（小舟渡・国立公園境界）
	起点―青森県三戸郡階上町（鳥屋部・国立公園境界）
	終点―青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）
	起点―青森県三戸郡階上町（つくし森・歩道合流点）
	終点―青森県三戸郡階上町（大開平・歩道合流点）
種差海岸園地	青森県八戸市（鮫町）
蕪島園地	青森県八戸市（蕪島）
葦毛崎園地	青森県八戸市（葦毛崎）
白浜園地	青森県八戸市（白浜）
高岩園地	青森県八戸市（高岩）
大蛇園地	青森県三戸郡階上町（大蛇）
小舟渡園地	青森県三戸郡階上町（小舟渡）
寺下観音園地	青森県三戸郡階上町（寺下観音）